

## こども積立規定

### 1.(預金の預入れ等)

この預金への預入れは口座振替の方法によるものとし、1口あたり5,000円以上(1,000円単位)とします。振替口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼に記載のとおりとします。

この預金は口座振替のほか、1口あたり10,000,000円未満のものについて現金・小切手その他の証券類により当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。なお、1口あたり10,000,000円以上のものについては、口座開設店において預入れできます。

この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

### 2.(証券類の受入れ)

小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、口座開設店(以下「当店」という。)で返却します。

### 3.(預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金は、満期日の設定がない自由受取型としてお預りします。

この預金は、個人預金に限って取扱います。

この預金は、預入れ(または継続)のつど、預入日(継続をしたときはその継続日)の3年後の応当日を満期日とする6か月複利の自由金利型定期預金(M型)(以下「3年スーパー定期(複利型)」といいます。))としてお預りします。

この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の3年スーパー定期(複利型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

同一日に預入れられたこの預金(前記による自動継続分の預金も含む。)は、これをとりまとめ1口の3年スーパー定期(複利型)としてお預りします。

### 4.(預金の支払時期等)

この預金に受入れた3年スーパー定期(複利型)の継続を停止するときは、その預金の満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申し出てください。この申し出があったときは、満期日以降に支払います。

### 5.(利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。))および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率(以下「約定利率」といいます。))によって、6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れます。

前記の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初の継続される日)から適用します。

継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、第7条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6.(非課税貯蓄限度額を超過した時の取扱い)

利息を毎回振替えている振替口座に入金のうえ、元金を継続します。

振替口座のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

7.(預金の解約)

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごと預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、満期日を預入日から3年としたものは、その預入日から解約日の前日までの日数について6か月複利の方法で計算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした自由金利型定期預金(M型)単利型の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の3年後の応当日を満期日とした自由金利型定期預金(M型)単利型・自由金利型定期預金(M型)複利型の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)

この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでにこの預金を1口毎に順次解約いたします。

解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先しかつ、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数が多いものとし、ただし法人名義口座については預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の少ないものからとします。

8.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)